

令和5年度第3回滋賀県社会福祉審議会
再犯防止推進計画検討専門分科会

- 1 開催日時 令和5年11月2日(木)15時00分～16時45分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター 大会議室
- 3 出席委員(五十音順、敬称略) 11名
漢正史、池田克彦、小田桐重孝、佐藤すみれ、白井洋典、城貴志、中川英男、
浜井浩一、松井昭浩、松田裕次郎、松村裕美
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略) 2名
辻本哲士、山崎志保美
- 5 事務局
健康福祉政策課:駒井課長、田中主幹、中川主任主事、矢向主事
- 6 議題
第二次滋賀県再犯防止推進計画の素案について
- 7 概要

(司会)

それでは定刻になりましたのでただいまから滋賀県社会福祉審議会第3回再犯防止推進計画検討専門分科会を開催いたします。

今回は最後の分科会となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、健康福祉政策課長の駒井よりご挨拶を申し上げます。

(健康福祉政策課長)

委員の皆様には、日頃から本県の健康医療福祉行政に対しまして、ご理解とご協力を賜っておりますこと、また、それぞれの立場で犯罪や非行の防止、立ち直りの支援にご尽力いただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、この分科会は、これまで2回の会議を開催させていただき、それぞれご意見を頂戴いたしましたし、別途、意見照会の機会も設け、書面でも多くの意見を頂戴いたしました。

いただいたご意見を事務局の方で整理をいたしまして、素案という形でまとめさせていただき、本日も事務局の方から後ほどご説明しますが、改めまして意見交換をお願いしたいと思っております。

司会の方からもございましたが、分科会での会議はこの3回目です。

限られた時間ではございますが、皆さんそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できますようお願い申し上げます。会議の冒頭のご挨拶とさせていただきます。

(司会)

本日の専門分科会には委員 13 名中 11 名のご出席をいただいております。委員総数の過半数となりますので、社会福祉審議会規定第 4 条第 2 項の規定に基づきまして会議が有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に本日ご都合により欠席の委員をご紹介します。

県立精神保健福祉センターの辻本委員、甲良町保健福祉課の山崎委員が本日ご欠席となっております。

また本日の専門分科会は公開で開催しております。そのため、傍聴が可能となっております。会議の内容につきましても、議事概要を後日公開することとなっておりますのであらかじめご了承をお願いします。

進行は滋賀県社会福祉審議会条例第 7 条第 3 項の規定によりまして専門分科会長はその専門分科会の事務を掌理するとありますため、ここからは浜井会長にお願いしたいと思います。

(分科会長)

今日は 3 回の会議の最後ということで、基本的にはこれまで検討していただいたご意見を盛り込む形になっていると思いますが、事務局から素案を出していただき、さらに意見をいただいて、まとめにしたいと思います。

どうかよろしくをお願いします。

それでは前回の分科会および意見照会での意見を踏まえて、第二次再犯防止推進計画の素案を作成いただいておりますので、説明をお願いします。

【資料により説明(事務局)】

(分科会長)

基本的には皆様からいただいたご意見が、一通り盛り込まれているかなと思いますが、もう一度ご覧になって、修正がございましたら、ご意見をいただければと思います。

本日は、最終的な計画を立てていく段階になっていきますので、後ほど、それぞれこの計画とは別に滋賀県に望むことを 1 人ずつご意見いただきたいと思います。

とりあえずは、この計画案について、ご意見をいただければと思います。

(委員)

先ほど、ご説明があった 10 ページの 16 行目の更生支援計画ですが、滋賀県の定着支援センターでは活用と言われるとそこまでもしていないという状況です。

今後活用する可能性はありますが、どちらかという障害福祉サービスのサービス等利用計画などの方が活用していますので、一緒に併記してもらうような形の方が定着支援センターの事業には当てはまると思います。

(分科会長)

10 ページに定着支援センター事業について書かれているので、ご指摘いただいた形で併記して、よろしいですか。

(委員)

今の話になりますが、15 行目のところですが、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人段階でという前提がありますが、その時期では更生支援計画は使用しておらず、刑が確定した後で活用させていただいています。

この入口段階にあるという話だと事実と異なるのではないかとということで、ご検討いただけたらと思います。

(委員)

私が更生支援計画を文言の中に入れてほしいと意見を出したのですが、確かに定着支援センターなどの福祉が基盤であれば、更生支援計画よりは障害者とか高齢者のサービス支援計画が中心だということはわかります。

しかし、司法と福祉の連携ということで弁護士会と社会福祉士会がやり取りして進めているところで、裁判のときに更生支援計画を提出して、それを活用していくということが始まっています。

抵抗ある方もおられるかと思いますが、国では裁判時に提出した更生支援計画を矯正施設にも情報を引き継いで、途切れない支援の動きを始めています。

まだまだこれからの話で、現状と一致しないということはわかりますが、今後の 5 年間の計画としたときに、日本全体の司法福祉の動きの一つであり、大きな位置づけになっていくだろうということを想定して、どこかに更生支援計画という言葉を入れて欲しいなというところでした。

どこにその文言を入れるかという、確かに悩むところではあります。

(分科会長)

先ほど言っていたとおり更生支援計画は基本的に被疑者・被告人段階で、検察庁とか裁判所に提出して、そこで処分の検討資料となり、執行機関は、起訴・執行猶予になった場合に活用することになると思います。

(委員)

やはり、被疑者・被告人段階では、検察側と弁護側で意見が真っ向にわかれるときもありますので、この書き方では刑事司法と福祉の関連機関とが連携してとっていますが、どんな事案でも連携するわけではないので、入口段階で連携してという書き方がやはり問題ではないかと思えます。

刑の確定後に更生支援計画を活用するというのは問題ないですが、被疑者・被告人段階の入口段階というところが、やはり事実とは異なるのではないかとということで、ご意見をさせていただ

います。

(委員)

刑事司法に含まれる保護観察所としては、入口段階、つまり処分が決まる前の段階で、連携して更生支援計画を推進することはないという話ですね。

この書きぶりでは、被疑者・被告人の段階から保護観察所が更生支援計画を活用しなければならないと読めるのが気になるということですが、どのような表現が良いと思いますか。

(委員)

そもそも、ここが追加された文言なので、外していただければと思います。

(委員)

福祉と司法の連携による再犯防止の一貫性みたいなところをどこかに入れられないのかなと感じます。

司法と福祉の連携でつくる更生支援計画が裁判のときだけではなくて、その後の人生を支えていくにあたり、きちんと議論し、何度も見直ししていける指針のような位置づけになるとよいと思う。

ここの定着支援センター事業のところから外すというのは構わないです。

(分科会長)

「等」となっているので絶対活用しなければならないわけではないので、このままでもいいかなとも思いますが。

(委員)

たしかに、福祉側からすると更生支援計画っていう文言に対して、「福祉は福祉であって、司法に絡めて作成しているわけではない」と反発される場合もあるのですが、司法と福祉の連携ということであえて更生支援計画との言葉を用いました。

司法と福祉の連携による支援計画という文言でも構わない。

(分科会長)

「刑事司法と福祉の関係機関等が連携して」という文言は、この「更生支援計画」の文言の前に入っていますし、実際には、更生支援計画をそのまま活用できない部分もあると思うので、「更生支援計画」という言葉を入れてしまって、縛られてしまうというのであればこだわらなくてもいいのではないかとも思います。

(委員)

わかりました。

(委員)

今の話とは変わりますが、11、12 ページあたりで、事業の記載内容だけを見ると、不足ないように思うが、今の時代の問題解決につながるものか疑問に思います。

例えば、少年補導のパトロールといっても、現代でコンビニに集まる、深夜徘徊している若者は少なく、有効な対応策とは考えづらいです。

すべての施策に通じるものでありますが、時代に応じてアップデートしていく必要があると感じます。

文言の修正というものではありませんが、施策を進めていく際には、意識しておくべきものだと思います。

(分科会長)

この計画を読んでいると、現在やっている施策の中で関連することを羅列しているところがあります。それが気になりましたので、9 ページ目の取組方針(5)を入れてもらいました。

それぞれの行っている事業を有機的に結びつけ、アップデートしていくことが重要であり、各自で個々に行うだけでは、効果が出にくいものもありますし、認識も違ってきます。

相互に連携することで、抱えている問題点が見えてくるので、しっかりとネットワークを組んでいくことが大事だなと感じております。

実際に計画を立てて、実行する段階で、どう取り入れていくかというのが一番大きな問題になってくると思います。

(委員)

私は、別の計画策定の委員会にも入っていますが、そこで問題になったのが、困難な問題を「抱える」という文言における、「抱える」という文言です。

「抱える」について、実際は、その人が自分で抱えているのではなく、抱えさせられた、またはそういう状況に陥ったということだと思いますが、「抱える」という文言に対して皆さんは何の抵抗もなかったのかなと気になりました。

あと、11ページには、性犯罪の再犯に対する子どもへの支援について記載されています。再犯という観点とは逆になるかとも思いますが、日本版 DBS については何か皆さんは考えていることがあるのか疑問を持ちました。

学校や保育所には勤められなくなるなど、加害者側から見たら生きづらくなることかもしれませんが、それによって再犯をしなくなるってということも一つの再犯防止かなと思います。

(分科会長)

まさに更生支援と再犯防止の狭間の問題かなと思います。

特に性犯罪が一番難しい問題であると感じます。

性犯罪の場合は、被害者の人たちの苦しみが前面に出てくるし、加害者は一方的で、絶対やっ
てはいけないことをやっちゃっているため、性犯罪の被害者の話をしている際には、加害者の更
生に関する話は、ほとんど出ることがありません。

ただ、加害者は、加害者は加害を加えている際には強者ですが、人として強いわけではなく追
いつめられると自殺をするケース等もあり、それによって被害者がさらに苦しむという状況になる
ことは防いでいく必要もあります。

加害を受け止めさせる意味でも、加害者がある程度支える必要性もあるが、加害者を支えてし
まうと、被害自体が否定される可能性もあるといった難しい問題があることを再認識しました。
それから困難を「抱える」という部分ですが、確かに自ら進んで抱えているわけではないので、文
言については、少し考えてみたいと思います

(委員)

「抱える」ということについて、健康な状態とは他責と自責のバランスがうまく取れている状態だ
と思いますが、今の日本は、自責に寄り過ぎているように感じます。自己責任も自分を成長させる
には必要ですが、貧困や虐待等も本人が自責の念が強すぎることで、課題解決を非生産にして
いるように感じます。

文言も何かもう少し個人の責任だけではないと読めてもいいのではないかと思います。

(分科会長)

犯罪を選択肢としないで生きていけるという部分はそういう思いも多少込めて、取り入れてお
ります。たくさんの再犯者を見る中で、この人には、再犯をする以外にどんな選択肢があったのか
と考える事が多く、いろんな意味で限られている選択肢の中で、再犯ではない選択肢というのを、
この再犯防止推進計画でどう提供できるのかが重要だと思います。

(委員)

15 ページ目の 29 行目とか 32 行目で「保護観察対象者等」としていただいています。ここ
を「刑務所出所者等」という表現に改めていただいた方が範囲も広くなるし、対象者が増えるので
はないかと思います。

(分科会長)

「刑余者」または「刑務所出所者等」のどちらかにしていただいた方がいいかなと思います。

(委員)

5 ページ 12 行目ですが、居住支援法人は 7 者になっていますが、「社」でなくていいのか。

(事務局)

担当課にて、修正していただいた点ではありますが、再度確認いたします。

(分科会長)

それでは再犯防止推進計画は、いただいたご意見を参考に換えられる部分は変えて、難しい部分はそのまままになってしまうかもしれませんが、問題点として、認識しながら、進めていっていただければと思います。

では、この計画だけではなく、3回の会議を通して、滋賀県にこういうことをして欲しいということを計画に載せるかは別で、1人1人意見を言っていただければと思います。

(委員)

「抱える」ということに関してなんですが、障害分野でも「抱える」という言葉は使いません。

当事者の方から抱えたくて抱えている問題ではないということで、できる限り障害を抱えるという表現はやめておこうというのが一つの流れかなと思っています。

委員会の中で感じたことは、私自身就労支援をしているということもあり、働く場所がその人にとって大切な居場所や役割を果たしていると感じます。

今回の計画が決して絵に描いた餅にならないために、計画の中にも入れていただいています。が、協力雇用主の数の少なさや職種の偏りもあるということで、これをどう広げていくのかがすごく大事な事かなと思っています。

経済団体も含めていろんな団体を巻き込みながら、周知広報をしていくことが重要ですし、これから人手不足でなかなか企業の採用も難しくなる時代になります。

人手不足は進んでいくので、企業も選ばれる企業になっていくために、安心して働ける企業、人を大切にする企業になる必要があります。

これからは、いろんな人たちが働きやすい職場を作っていくことが滋賀の全体にとってもプラスになっていくのかなと思いました。

(委員)

様々な機関が垣根を越えて協力していけたら、少しずつネットワークも具体化していくかなと思っています。

それに加えて、様々な機関が連携して、犯罪行為から離脱できた成功事例を紹介していただく等の機会があると良いと思います。

(委員)

参考資料のアンケートを見ても、再犯防止推進計画に関する認知度は低く、周知が必要だと感じております。

青少年補導センター、少年センターの研修会が4月にありますので、各少年センターの職員向けに、今回策定する再犯防止推進計画の説明を県からしていただいて、広げていきたいなと思っ

ています。

(委員)

連携が非常に大事ですが、まだまだ再犯者の支援の連絡をすると構えられてしまう状況でありますので、いろんな意味で周知をしていく必要があるかなと感じました。

(委員)

計画ができて、何年か経ってまた何次計画とか変更するにあたって、見直してみんなで話し合っ
て作って、すごい文章のものができますが、計画が出来上がって、終わりという感じになっ
ているのではないかと思うことがあります。

できれば、本当の現場を知って欲しいと感じます。

また、この中にも教育関係者が入るとか、何か教育と一緒にやっていければなというのを感じ
ました。

(委員)

地域で生活していくため、支援のかなり前段階から間に入れてもらって、一緒に物事を考
えていくことが大事だなと思いますし、今後も続けていかなければいけないと感じました。

居住支援法人との関わりが前面に出ることは、多くはないですが、前段階で入れるような形
の連携をやっていくことで、5年後に現実的な滋賀県の支援件数や定着率といった数字というの
が出てくるのかなと感じました。

(委員)

支援する側の人、有識者や専門家の意見を反映してくださることも重要ですが、一方そこで話
し合う支援の内容が、支援を受ける側にとって本当に必要なものが網羅されているとは限らな
いと思います。

本来は、ここでもっと支援を必要とされる当事者に話してもらう方が良いと思っており、形式的
に綺麗な計画ではなくても、中身があり、実効性のある計画になっていくと思いますし、私もその
橋渡しになれたらいいなと感じています。

(委員)

計画には細かいことを書くのは難しいので、方向性方針として載っているのは構いませんが、
そこから実際現場に落とし込んでいく、そこでまたいろんな問題が出てくるので、それを解決して
いくときにどう対処していくべきかが重要だと思います。

実際に支援していくのは、現場の支援者が実施していくわけですが、支援する側が孤立しない
ように、痒い所に手が届くような関係を作っていく必要があります。

計画に文言として書くのは難しいですが、取り組むにあたって実効性のあるものにして欲しいと

思います。

(委員)

先ほどお話にもありましたが、労働人口も減っており、今までみたいな社会の構造では世の中が回っていかないところに来ているのではないかと感じます。

一方で仕事を探している人はたくさんいるが、上手く需要と供給がかみ合っていないところがありますので、更生を目指す人たちに居場所と出番を作ることで地域社会が上手く回っていけばいいなと感じました。

(委員)

参考資料のアンケートを見ても、再犯防止計画というものを知らないという県民の方たちが非常に多く、活動をする中でも、「なぜ加害者を支援するのか?」「被害者の方を支援するべきではないか?」という意見が非常にたくさんあります。

この再犯防止の計画にもありますが、自分たちが安全・安心に明るい生活を送るためには、再び罪を犯す人たちを出さないことが重要です。

犯罪の未然防止、そして罪を犯してしまった人たちが、その後も社会の一員として参加していける地域作りというものを県民とともに考えていかなければならないのではないかと思います。

(分科会長)

日本は、被害者の人たちに対する支援も不十分で、そのような不十分な状態で加害者の人たちの支援の話になると両者が対立してしまっている。

そのため、両面しっかりとやらなくてはいけない、誰一人取り残さないというのはそういう意味だと思います。

都道府県や市町村が行う再犯防止は、立ち直っていく主体である刑を終えた人たちに対しての支援になります。それは市民として地域に戻った人がそこから立ち直っていくための支援だということになるので、再犯防止という言葉ではなく更生支援という言葉にこだわらせてもらいました。

これも何人かの方の意見にありました、現場のことを理解して、実効性のある計画をということで、計画をどのように実行していくかが、一番大事だと思います。

計画には、網羅的に書かれていて、実現できればいいのですが、一つ一つの施策は確かに理解できるし、大事なことだとわかりますが、それがどんなふうに連携されていてどんな姿を描いていくか、見えてこないところもあります。

それは何か文章から見えてくることではないので、具体的にどう実施していけるのかのイメージを持つことが大事ななと思っています。

そういった意味では、ネットワークが重要ですが、主体がわからないネットワークだと話し合いだけで終わってしまうネットワークになってしまうというところで、その問題を自分たちの問題としてみんなでしっかり共有できるかどうか重要です。

そう考えるとどこかの機関が主体となって、ずっと寄り添っていく必要があり、そしてその機関を関係機関がどう支えていくのが最も重要なことになっていくと思います。

これも何人かの方に言っていただきましたが、ネットワーク作りをどう具体的に進めていくのが一番大事で、県の事業である居住支援や就労支援、地域生活定着促進事業を核としながら、支援者を孤立させないネットワークを具体的に進めていくというところに力を入れていただければと思います。

また、再犯する最大の要因はやはり孤立だと思います。

そのため、孤立させないような制度、連携を作っていくことを再犯防止推進計画の中で実現できればいいと思いますので、この計画を事務局と修正しながら、最終的には社会福祉審議会で報告をするという形になりますが、絵に描いた餅にならないように、どうやって進めていくかをぜひ考えていただきたいと思っております。

では、事務局の方にお返ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局)

二点だけお伝えさせていただきます。

一点目の内容に関するのですが、住宅要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律において「保護観察対象者等」という文言で記載されておりましたので、この文言を使わせてもらいました。

再度住宅部局と確認しまして、どのような文言を使わせてもらうか考えたいと思いますので、ご了承をお願いします。

もう一点が、今後のスケジュールですが、今回が最後の分科会ですので、皆様からいただいたご意見の趣旨を踏まえまして、計画の素案一部修正をいたしまして、今後会長にもご協力いただきながら、今年 28 日に開催を予定しております社会福祉審議会の本体の方に報告をいたしまして、その後 12 月から 1 月にかけてパブリックコメントを実施しまして、県民の皆様のご意見もいただきながら、来年の 3 月に策定とさせていただきますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(健康福祉政策課長)

会議の終わりに当たりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

会長初め、委員の皆様には 3 回の会議を通じまして、たくさんのご意見を頂戴いたしました。

計画に関しては、今申し上げましたように文言の部分、今日も一部ご意見をいただきましたので、そこについてはまた会長とも相談をしながら、審議会で答申を報告したいと思っておりますので、この文言の部分については、できましたら会長と事務局に一任をしていただけたらと思います。

計画そのものに関しましては、やはり作って終わりではないと、これからの取り組みが大事だとかご意見もたくさんいただきましたので、これについては行政に対しても課された大きな宿題だと思っております。

さらにもう一段取り組みのレベルを高めて、やっていきたいと思いますが、なかなか行政だけでもこの取組は前に進みませんので委員の皆様それぞれのお立場でのお力添えというのはお願いをしたいのと、あと皆様のご意見にもありましたように県民の皆さんの理解ですよね。

これについては今回、県政モニターのアンケートをさせていただきましたが、認知度も低いのが現状です。ただ一方で、犯罪をした人の立ち直り支援に協力したいと思いますかという問いについては、約半数ぐらいの方が協力したいというような回答もいただいております。

まず知っていただく、理解していただくことが大切で、そこさえ何とか広げていければ協力していただく方も、支援の輪の拡充というのでも出てきましたが、繋がっていくのかなというふうに思いますので、そこは我々行政としても引き続き、取り組んでいきたいなと思っています。

委員の皆様にはこれまでのご協力に対して改めてのお礼を申し上げますし、今後もいろんな形でご協力をいただく場面があるかと思っておりますので、そうした引き続きのご協力を、改めてお願いを申し上げまして、終わりのご挨拶とさせていただきます。

委員の皆様、本当にどうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして本日の分科会を終了させていただきます。

3回と長きにわたりありがとうございました。